

農地転用について問う

角増 正裕 議員



答 法律の節度を保ちながら地権者の思いに寄り添う



角増 農地法に係る農地転用許可制度における第1種農地は。

市長 農地法でいう第1種農地には、次の三つの要件があります。

- 一、10ヘクタール以上の集団の農地であること
- 二、農業公共投資の対象となった農地であること

三、生産力の高い農地であること。

本市では本年4月1日現在、10カ所の第1種農地

地があります。代表的なものは、昭和62年の江田島町エセキ地区の海田湾埋立探土地(別表の8・9)と平成27年の大柿町深江地区オリーブ園(別表の10)です。

角増 今年3月に、本市の宅地建物取引士、司法書士、行政書士等の実務家に対しても周知されていない第1種農地であることを理由に、農地転用が不許可となったとの相談を受けた。

この事例では、農振法に係る農業振興地域に該当せず、第1種農地であることを示す登記も分筆して所有権移転の際に消

えていた。どうすれば第1種農地の確認ができるのか。

産業部長 現状では、土地の登記簿をさかのぼることではしか確認できません。

今後は、第1種農地の所在地を地図に落とし、閲覧可能にするなど、目に見える形にします。

角増 先ほど開示された10カ所の第1種農地について、深江地区オリーブ園以外は昭和に指定されたもので、30年以上経過しており、かなりの農地が耕作放棄地となっているのが現状である。

また、すでに転用が許可され、住宅や太陽光発電施設、介護施設が立地している事例もある。

第1種農地の転用は、今後どのように運用するのか。

産業部長 第1種農地は原則転用不許可ですが、農地法には例外許可の要件もありますので、本市の農業振興上支障がなく、補助金返還等の問題がな

市内の第1種農地

場 所	指定年月日	面積
1 大柿町深江沖野島地区	昭和45年7月1日	18.2ha
2 江田島町秋月オガタ地区	昭和46年2月1日	6.7ha
3 能美町中町浪見・竹成地区	昭和48年7月1日	3.4ha
4 大柿町大原浜之内地区	昭和49年2月1日	1.3ha
5 江田島町幸ノ浦	昭和51年7月1日	4.6ha
6 大柿町深江東川地区	昭和51年12月1日	4.6ha
7 能美町高田大新開地区	昭和60年3月1日	2.1ha
8 江田島町切串エセキ地区北部1	昭和62年3月1日	22.4ha
9 江田島町切串エセキ地区北部2	昭和62年3月1日	47.1ha
10 大柿町深江釣附地区	平成27年3月1日	9.5ha
合 計		119.9ha

ければ、法律の節度を保ちながら、できる限り地権者の思いに寄り添う形で運用します。

角増 本市の第1種農地には、耕作放棄地がかなりある。現況が農地でない土地を農地法で縛ることは法律の趣旨に反する。すぐにはいかならないだろうが、指定見直しも必要と考える。農地転用については実情にあつた運用としていただきたい。



平川 博之 議員



答 感染予防対策を徹底し日常生活を取り戻せるように努める

平川 新型コロナウイルス感染症の長期化に対し、市としてどう取り組んでいくのか。

市長 第2波、第3波の感染が拡大する可能性がある中、長期的な支援策として、学校教育における休校などの対策のため、児童生徒用のタブレット端末の整備および校内無線LANを整備する「GIGAスクール事業」を進めています。

また、「新しい生活様式」を実践、継続し、日常生活を取り戻すため努力します。

平川 検査体制について、医療機関との連携はどのように行っているのか。

市長 現在の検査体制は、県が担っており、本市での管轄は、県西部保健所呉支所となっています。そのため、感染が疑われる方に対しては、保健所の指示のもと、呉市内の3カ所の医療機関で検体を採取し、その検体を県内2カ所の検査機関においてPCR検査を実施し、感染の有無を判定します。その結果、陽性であれば、本市に情報提供があります。

平川 コロナの疑いがある場合、どこに連絡するのか。

福祉保健部長 県の西部保健所呉支所に連絡をします。

特に、高齢の方や基礎疾患がある方で、風邪の症状がある場合は、連絡をお願いします。また、かかりつけ医に相談されても大丈夫です。PCR検査実施の要否は、最終的に保健所において判断します。

平川 コロナ感染拡大に伴い教育現場では、どのような取り組みが行われているのか。

教育長 随時、臨時の教育委員会会議や校長会を開催し、情報提供をはかりながら、学校間の取り組みに格差が生じないよう指導や支援をしています。また、6月1日からの

学校再開に向けての準備として、児童生徒の感染リスク回避と学習機会を保障する観点から自主登校を実施しました。今後は、国が示す「衛生管理マニュアル」や「学校の新しい生活様式」の徹底をはかり、学校・保護者・児童生徒が連携し、安心して学習し学校生活を送れるよう取り組みます。

西日本豪雨災害の復旧について問う

酒永 光志 議員



答 早期に復旧がはかれるよう努める

所のしゅんせつを実施します。

また、仮復旧箇所等の監視とともに、出水期中は定期的パトロールを行い、災害の未然防止に努めます。

酒永 出水期に当たり三高タムの水位調整等の対応が必要では。

産業部長 企業局と協議をし、生活用水と農業用水に影響のない範囲で水位調整を始めています。

酒永 工期短縮のため、県と市の一体施工はできないのか。

市長 打診しましたが、県も膨大な災害箇所を抱えており、余力がないため一体施工の実現に至り

ませんでした。

酒永 災害復旧工事の補助の年限は基本3年と聞いているが、この期限を超える場合は。

市長 3年目までに完成しないものは、明許繰越しや事故繰越しの制度があり、最長で5年間事業が可能と伺っています。

酒永 工期、通行止め、復旧の遅れなど、住民への周知徹底を。

市長 市民の生活に影響が大きい情報は、防災行政無線による放送や、チラシ配布、ホームページ掲載など多様な伝達手段を活用し周知に努めます。

土木建築部長 説明会の開催については、自治会長に相談の上、適切に対応したいと考えています。

その他、次の項目を質問
・新型コロナウイルス対策禍での避難所の設置運営について。



▲復旧中の木下川(大付・古戸付近)